

令和2年第5回八雲町議会臨時会会議録

令和2年7月31日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4 議案第 2 号 工事請負契約の締結について
日程第 5 議案第 3 号 財産の取得について
日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度八雲町一般会計補正予算(第7号))
日程第 7 議案第 4 号 令和2年度八雲町一般会計補正予算(第8号)

○出席議員(14名)

2番	関口正博君	3番	佐藤智子君
4番	横田喜世志君	5番	斎藤實君
6番	大久保建一君	7番	赤井睦美君
9番	三澤公雄君	10番	田中裕君
11番	牧野仁君	12番	安藤辰行君
13番	宮本雅晴君	14番	千葉隆君
副議長	15番 黒島竹満君	議長	16番 能登谷正人君

○欠席議員(0名)

○欠員(2名)

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	吉 田 邦 夫 君
副 町 長	萬 谷 俊 美 君	総 務 課 長	三 澤 聡 君
総 務 課 参 事	岡 島 広 幸 君	併 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	
新 幹 線 推 進 室 長	阿 部 雄 一 君	政 策 推 進 課 長	竹 内 友 身 君
会 計 管 理 者		財 務 課 長	川 崎 芳 則 君
兼 会 計 課 長	馬 着 修 一 君	住 民 生 活 課 長	川 口 拓 也 君
保 健 福 祉 課 長	戸 田 淳 君	建 設 課 長	鈴 木 敏 秋 君
建 設 課 参 事	藤 田 好 彦 君	環 境 水 道 課 長	田 村 春 夫 君
農 林 課 長	加 藤 貴 久 君	水 産 課 長	伊 藤 修 君
商 工 観 光 労 政 課 長	藤 牧 直 人 君	落 部 支 所 長	佐 藤 尚 君
教 育 課 長	土 井 寿 彦 君	学 校 教 育 課 長	石 坂 浩 太 郎 君
		社 会 教 育 課 長	
学 校 教 育 課 参 事	齊 藤 精 克 君	兼 凶 書 館 長	佐 藤 真 理 子 君
		郷 土 資 料 館 長	
体 育 課 長	三 坂 亮 司 君	町 史 編 さん 室 長	
総 合 病 院 事 務 長	成 田 耕 治 君	監 査 委 員	千 田 健 悦 君
		総 合 病 院 庶 務 課 長	竹 内 伸 大 君
総 合 病 院 医 事 課 長	石 黒 陽 子 君	総 合 病 院 地 域 医 療 連 携 課 長	長 谷 川 信 義 君
総 合 病 院 地 域 医 療 連 携 参 事	加 藤 孝 子 君	総 合 病 院 医 事 課 参 事	
消 防 本 部 次 長		消 防 長	大 淵 聡 君
八 雲 消 防 署 長	高 橋 朗 君	八 雲 消 防 署 庶 務 課 長	堤 口 信 君
八 雲 消 防 署 予 防 課 長	今 村 幸 一 君	八 雲 消 防 署 警 防 救 急 課 長	大 清 水 良 浩 君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】
熊石消防署長 荒谷佳弘君

○出席事務局職員

事 務 局 長	井 口 貴 光 君	併 議 会 事 務 局 次 長	成 田 真 介 君
併 監 査 委 員 事 務 局 長		監 査 委 員 事 務 局 次 長	
庶 務 係 長	松 田 力 君		
併 監 査 委 員 事 務 局 監 査 係			

[開会 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○議長(能登谷正人君) ただいまの出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより、令和2年7月31日招集、八雲町議会第5回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から、5月・6月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。

詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を必要に応じご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。7月16日札幌市において、北海道市町村職員退職手当組合議会運営委員会が開催され出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしましたが、詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(能登谷正人君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に斎藤實君と宮本雅晴君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長(能登谷正人君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長(能登谷正人君) これより局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長(井口貴光君) おはようございます。ご報告いたします。

本臨時会に対し町長から提出された案件は、既に配付しております議案4件及び承認1件であります。

これら議案等説明のため、町長、教育委員会教育長、監査委員及び予め委任又は囑託を受けた説明員の出席を求めています。

以上でございます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第3 議案第1号八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 議長、総合病院庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） おはようございます。

議案第1号八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案書1ページをご覧ください。

この度の改正は、人事院規則の改正に伴い新型コロナウイルス感染症の患者及びその疑いのある患者に対応した職員に支給する、特殊勤務手当である感染症防疫救済作業手当の支給額を増額する時限的特例措置を設けるため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正条例の内容であります。条例附則への第3項の追加は、特例措置の適用の期限、新型コロナウイルス感染症の定義、作業の場所等を規定するものであり、第4項の追加は特例措置適用後の1日当たりの手当額3,000円又は4,000円の区分を規定するものであります。

改正条例の附則においては、本条例の施行期日を公布の日とすること。特例措置を令和2年4月1日に遡及して適用すること。遡及して特例措置適用後の手当を支給する場合、既に支給した手当は特例措置適用後の手当の内払いとすることを規定するものであります。

以上で議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 4の3,000円、若しくは身体に接触した場合は4,000円という金額が書いてますけれども、この金額を算定した根拠は何でしょうか。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 議長。総合病院庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） それぞれの1日当たりの手当額区分の算定根拠であります。人事院規則に倣っているところであります。よろしくお願いたします。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番（三澤公雄君） もう少し丁寧に答えてもらいたかったんですけども、今この新型コロナウイルス感染症というものは、初期はある程度治療の方法が分かっていますけれども、根本的なワクチンも見つかっていない状況の感染症にあたっての危険手当として、3,000円の根拠を問うたんですが、ほかに3,000円を支給している特殊勤務手当というのはどういうものがありましたか。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 議長。総合病院庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 総合病院庶務課長。

○総合病院庶務課長（竹内伸大君） 現在、新型コロナウイルス感染症及び疑似症の患者に対応している職員に支給している手当は、現行では1日290円となっております。

○議長(能登谷正人君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時09分

○議長(能登谷正人君) 再開します。

○総合病院事務長(成田耕治君) 議長、事務長。

○議長(能登谷正人君) 事務長。

○総合病院事務長(成田耕治君) 今、三澤議員のほうから質問のあった件なんですけれども、あくまでも人事院規則にのっとったかたちで、今回の3,000円、4,000円というものを一部条例改正ということで計上させていただきましたけれども、実際ですね、この根拠に関しては本当に国のほうからも示されておりません。

それで新たな今回コロナの感染対策ということで、今までかつてないようなかたちでの手当てということで、私たちもですね、根拠がどうのこうのということは最初この一部改正の中を見た中でも、見たんですけれども、その中身が一切示されていない今状況でありまして、今回は本当に今までの手当てが290円でありましたので、それに見合ったかたちで今回のこのコロナの対応に関してですね、3,000円、4,000円というような対応をされたということで、具体的な根拠は今こちらのほうではですね、お答えできないということでご理解を願いたいと思います。

○9番(三澤公雄君) 議長。三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 僕も調べた限り特殊勤務手当て290円というのがあるだけだったので、その10倍以上だからというふうに納得しようと思ったんですけれども、一般的にそういうことが知られていない、これ八雲町の条例改正なので、そういう意味でほかに特殊勤務手当を該当されてる仕事であるのであればお話ししてもらいたいというのが再質問だったんですよ。

それで今根拠がないんだと言われました。一般的に3,000円と言われたときに、これだけ危険なお仕事に従事するのに、一般的に低いイメージが金額的には付きまとうので、やはり明確な根拠を示してもらったほうがいいかなど、この議会の場では思って質問したわけです。だいたい内容は分かりましたので、引き続き検討します。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) これの対象職種と対象人数、それから予定される総額と想定 of 財源内訳をお知らせください。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 議長、庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 庶務課長。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) まずは対象職種であります。直接患者の治療に従事する職員となります。医師、看護師、放射線技師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士を想定してございます。

それと、今後の支給の見通しでございますが、4月1日遡及して支払う職員数につきましては、延べ57名、21万7千円、実人員で外来と入院合わせて20名となっております。それで以後想定される支給額につきましては、現在のところおおよそ今後において400万円程度、3月末まで一応年度単位で積算しておりますので、おおよそ400万円程度と見込んでおります。

それと増額となります。手当の財源につきましては、当初予算で計上しておりました常勤医師等の人件費、このうち残念ながら常勤医師として招聘がかなわなかった分の手当て額を予算と

して実質留保しておりますので、この範囲内で足りるものでないかというふうに今のところは見込んでございます。よろしくお願いいたします。

○3番(佐藤智子君) 議長。佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) そうするとその国のほうからくるものではなくて、自前での予算という抑えていいのかということとですね、私は3月も大変だったのではないかなと思うので、自前であれば3月まで遡るというのは考えなかったのか、それをお聞きします。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 議長。庶務課長。

○議長(能登谷正人君) 庶務課長。

○総合病院庶務課長(竹内伸大君) 現在、手当の増額に係る国からの財源手当てに関しましては、今のところ正式なアナウンスというのはいただいてございませんので、今後の見通しというのはなかなか把握していないところでございます。

それと3月に遡ってはというご質問でありましたが、一定会計年度の原則もあるのかなというふうに考えておりますので、年度単位でこちらについては予算と言いますか支出想定額、それと適用の期日というのは作成したところであります。よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第4 議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議長、建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(鈴木敏秋君) 議案第2号工事請負契約の締結についてをご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。

本件は、落部小学校屋内運動場大規模改修工事の建築主体工事について、7月21日に入札を執行し、落札した業者との請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会に議決を求めようとするものであります。

1、工事の種類は、落部小学校屋内運動場大規模改修工事建築主体で、工事内容は、屋内運動場の外壁及び屋上防水改修、建具内装改修等であります。

2、契約の方法は、地域限定型一般競争入札により7月21日に執行したものです。

3、契約の金額は7,095万円。

4、契約の相手方は、二海郡八雲町相生町95番地、株式会社八雲製材所 代表取締役社長 阿部悟であります。

5、工事代金の支払い方法は、契約の定めるところによるもので、6、契約の締結の時期は令和2年8月中、本臨時会において議決をいただいた後といたし、工期につきましては、契約日より令和3年2月12日までであります。

以上で、議案第2号工事請負契約の締結についての説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長(能登谷正人君) 日程第5 議案第3号財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○会計課長(馬着修一君) 議長、会計課長。

○議長(能登谷正人君) 会計課長。

○会計課長(馬着修一君) 議案第3号財産の取得について説明させていただきます。議案書4ページでございます。

本件は、児童生徒の学習用パソコンを購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

本件は、7月21日に入札を実施したものであり、本日議会の議決を受けた後、本契約を交わすこととなります。

1、取得する財産の種類及び数量は、学習用ノートパソコンで数量は1,196台であります。

2、取得の方法は、契約の定めるところによります。

3、取得の金額は、6,564万8,440円で、納期は令和2年11月30日であります。

4、契約の相手方は、函館市末広町22番1号、株式会社エスイーシー 代表取締役社長 永井英夫であります。

以上、議案第3号財産の取得についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 入札は何社で行われて、どのような方法で選択したんですか。

○会計課長(馬着修一君) 議長、会計課長。

○議長(能登谷正人君) 会計課長。

○会計課長(馬着修一君) まず選定でございますが、渡島・檜山管内で備品登録されています、パソコン、電算機、OA機器等で登録されています業者15社に対して入札の通知を出したところでございますが、実際には1社の入札ということでございました。その理由でございますけれども、この事業自体が文科省の実施で全国的な事業でありますので、製品が不足とまではいきませんが、まだまだ調達が難しく納入ルートが限られてるということで1社しか参加できなかったというふうに考えてございます。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

○9番(三澤公雄君) 議長、三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 選ばれる機種を選定は、吟味の対象にならなかったということですよ、1社だったってことは。教育委員会が求めている、教育委員会というか、これからGIGAスクール構想を実践するにあたって、いろんな機種が出てくるんですけども。教育委員会の要求には沿ってるんでしょうね。ちょっと1社しか応募がなかったというところで、選択の余地がなかったのかなと感じちゃったんですけども。機種は全国的にひっ迫の状況ということを経営責任者から説明ありましたが、一番心配なのは、やりたいことはやれるものなんだろうねというところ。

○会計課長(馬着修一君) 議長、会計課長。

○議長(能登谷正人君) 会計課長。

○会計課長(馬着修一君) 機種につきましては、もちろん教育委員会からの要望で、文科省の内容に沿った機種を選定したところがございますので。事業的にやれる内容のものを、当然揃えた、ソフトも含めて揃えてる機種ということでございます。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 承認第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第6 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題と

いたします。

本件は、令和2年度八雲町一般会計補正予算第7号を専決処分したことに対する承認でございます。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。議案書13ページ及び14ページをお願いいたします。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度八雲町一般会計補正予算第7号について、令和2年6月12日専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めます。

補正予算第7号は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として体の表面の体温を計測するサーマルカメラセット及び非接触型体温計の購入のほか、感染症の影響を受けた一次産業である農林水産業をはじめ、商工事業者を中心とした経営状況の悪化を支援し持続力の強化を図るため、町独自の緊急経済対策の追加支援を行ったもので、執行に係る予算の確保について即効性のある対応を図るため、令和2年6月12日付けで専決処分いたしましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、令和2年度八雲町一般会計補正予算第7号についてご説明いたします。議案書15ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに1億743万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を172億3,618万8千円にしたものであり、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書の21ページをお願いいたします。

4款衛生費 1項保健衛生費 2目予防費 189万7千円は、公共施設などでの各種行事の開催時における感染症予防対策として、来場者の体の表面の体温確認を行うため体表計測サーマルカメラセット1台のほか、非接触型体温計47個を購入するため、17節備品購入費に感染予防用備品購入費189万7千円を追加したものであります。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費 2,560万円。2項林業費 2目林業振興費 80万円及び3項水産業費 2目水産業振興費 4,585万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響が及んでいる一次産業である農林水産業に対しても、これまでの商工業を中心とした二次・三次産業への支援に準じて経営者を支援し、八雲町の産業全体の持続力の強化を図るため、組合員などを対象に10万円を、ひやま漁業協同組合の組合員に対しては5万円の感染症対策応援金を計上したものであります。

7款1項商工費 2目商工振興費 3,328万5千円の追加は、本年度、八雲商工会プレミアム商品券発行事業としてプレミアム率20%、3,340万円の当初予算を計上しておりましたが、これを全額減額し、新たに感染症による影響を受けた商工業者を支援する消費喚起誘導策として、緊急経済対策プレミアム商品券発行事業補助金6,532万円を計上したものであります。

本事業は、事業主体である八雲商工会が、1セット額面、1,000円の商品券13枚入りを1万円2万部販売するもので、プレミアム率は30%であり、内訳は参加店舗全てで使用可能な全店共通商品券を、6,000円、大型店以外の小規模店のみ使用可能な限定商品券は7,000円とするものであります。

また、町内産品花卉消費拡大支援事業は、感染症による影響を受け価格低迷に陥っている花卉の流通を後押しするために、町内産花卉の普及促進と消費拡大を図るため、農業協同組合、

生産者及び商工業者が連携し、町外へのPR素材としての活用や町内各施設への配布、さらには丘の駅などによる販売を行うため、産業連携促進協議会へ補助するもので、136万5千円を計上したものであります。

以上、補正する歳出の合計は1億743万2千円の追加であります。

続いて、歳入でございます。議案書19ページをお願いいたします。

19款繰入金 1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金1,846万1千円の追加は、歳出に対応した計上であります

2目ふるさと応援基金繰入金3,518万2千円の追加は、歳出でご説明いたしました感染予防用備品購入事業、緊急経済対策プレミアム商品券発行事業及び町内産品花卉消費拡大支援事業に要する財源として計上したものであります。

20款1項1目繰越金5,378万9千円の追加は、前年度繰越金で歳出に対応した計上でありませ

す。補正する歳入の合計は、歳出と同額の1億743万2千円の追加であります。

以上で、承認第1号令和2年度八雲町一般会計補正予算第7号の説明といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 衛生費のサーマルカメラセット1台ですけれども、どこにおいてどのように使うのかということが一つ。それと、非接触型体温計揃えるの大変重要なことだと思います。それで、何か所に置くのかお伺いします。

それと、3回しかできないのでごめんなさい。それとですね、商工費のほうですけれども、プレミアム商品券がもう早々と売り切れたということで、追加は考えているのかどうかお伺いします。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長、保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) ただいまの佐藤議員のサーマルカメラと非接触型体温計のご質問にお答えします。

まず、サーマルカメラにつきましては1台ということで、使用は主に町の事業で多くの方が集まる事業を想定していますが、1台ですので保健福祉課のほうで保管をし、各事業の際に保健福祉課から貸し出すというか持って行っていただいて使っていただくことを想定しております。

また、非接触型体温計の取り扱いにつきましては、すみません。場所の数ではすぐ抑えてなかったんですが、庁内で取りまとめをしまして13の課から全部で47台。それで、各公共施設ですとか事業で使用するだとか、さまざまな利用、それから、町のバスにも配置をするということで考えてございます。よろしくお伺いします。

○商工観光労政課長(藤牧直人君) 議長、商工観光労政課長。

○議長(能登谷正人君) 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長(藤牧直人君) プレミアム商品券の追加を検討しないのか、というご質問だと思いますが。タイミング的に緊急事態宣言が明けて、これから消費喚起ということで、

取り急ぎ走らせていただいていることは皆さんご承知のことと思いますが。

券につきましては、2万セットもう予約でいっぱいということで、今、販売のほうに移らせていただいております。好評でございますが、これはあくまでも分析としてはですね、一つにはプレミアム率30%というのが非常に大きいと思います。

ただ町としては、事業主体であります商工会と春からいろいろとコロナ対策について協議をしている中で、この消費喚起につきましては町も大分の財政負担をいたしますけど、その中でコロナで影響を受けている業種業態、こちらに是非とも効果が行くように創意工夫していただきたい、それから、プレミアム率が相当数にのぼりますので、運用を適性にしていただきたいということは、商工会との打ち合わせ要望時にですね、町長それから実務的には私からも常々申しあげております。

よって今回の状況、販売状況を踏まえて商工会が今後どう考えるかというところを協議しながら、その後どうするかというのは調整になるというふうに考えております。

以上でございます。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 衛生費のほうですけども、そうするとそのサーマルカメラというのは役場の入り口に置いておくとかということではなくて、シルバーで保管しておいて必要なときに移動できるというおさえでいいのかということが一つ。

それと体温計なんですけれども、町内の会館に配るということはないんですか。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長。保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) まずサーマルカメラにつきましては、設置して誰かがそれを見てする必要がありますので、常に例えばどこかの入り口に置いてるだとか、よく空港ですとかショッピング街であればそういう対応してる場所もあると思うんですけども、町のほうで想定してるのは、大きなイベントで人が集まるとき。非接触型体温計ですと、使えるんですけども一度に人が集まるような場合ですと、測るのにも測るための人が必要になったりということがありますので、そういう事業を効率的に行うということで、サーマルカメラは用意してございます。

あとは会館に置く予定はないですかということですが、会館に置く予定は考えてございません。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 今後もし長引くようであれば会館にというのも、避難した場合なんかは、移動すればいいわけですけども、必要になってくるかもしれませんので。ちょっと頭に入れてもらえればと思います。

それとですね、これ6月12日に専決したということなんですけれども、そのちょっと手前まで定例会をやっていたということで、定例会には間に合わなかったんでしょうけれども、それ以降6月中に臨時会を開いてやるということもできたと思うんです。

専決にした気持ちは分かるんですけども、それで道議会のほうでもですね、鈴木直道知事がコロナ関連は議会に諮らず専決という、そういう措置をとったときに、議会軽視ではないかという議論が起きました。

それで専決が必要な場合はあると思いますけれども、できるだけですね、日程上臨時会が開けるときには、専決ではなくて臨時会に諮って審議した上で予算化ですとか、可決等をそういうのはあったほうが良いと思いますけれども、町長の見解をお伺いします。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 佐藤議員ですね、本当にこの専決処分は大変難しい問題だと思っています。特に、コロナという私たちも経験のしたことがない状況があるということでもあります。この先般の全員協議会の中でもですね、町長、とにかく急ぐものやその辺については委員としては専決でやれよというのもありましたので、私はスピード感を持って専決させていただいたということでもあります。

しかしながらですね、議員との議論も必要でしょうということも分かりますので、これから議会議長さんをお願いしながらですね、議会の討論を含めてですね、やっていこうという気持ちもあります。しかしながら、間に合わないものについてはですね、専決をよろしく願いいたします

○総務課長(三澤 聡君) 議長、総務課長。

○議長(能登谷正人君) 総務課長。

○総務課長(三澤 聡君) 先ほどの体温計の避難所の関係ですけれども。

避難所で使用する目的の体温計についてはですね、今年度の予算の入札の執行残というのが発生しましたので、その残を活用させていただいた中で現在20個用意しております。

そのほかの不足という部分についてはですね、来年度以降の予算で考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

○6番(大久保建一君) 議長、大久保。

○議長(能登谷正人君) 大久保君。

○6番(大久保建一君) 今、佐藤さんも言ったサーマルカメラの件なんですけれども。

事業等のときに使うということだったんですけれども、それは例えば民間事業者が何かイベントをやったりとかいうときにも、貸し出しはしていただけるのでしょうか。

また、その操作だとか確認だとかって人的支援も一緒にいただかないと多分できないと思うので、そこら辺も考えているのかどうかお考えを伺いたいです。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長、保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 貸し出しの件でございますが、まず町が実施する各事業での使用というものを想定しております。価格も高額で単純に誰にでも安易に貸しますよということは考えてないんですけれども。例えば、町が直接主体ではないんですけれども、町が運営に大きくかかわっているものでもございますので、その適切な使用が見込まれるだとか、あとはその使用が効果的かどうかだとか、そういった辺りもちょっと考えながら検討させていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

また、人的な部分につきましては、カメラ自体の設置してしまえば見えて音も鳴るんですけれども、音が鳴ったときにどのように熱がある人を対応するかということですので。たくさん職員がそこにというよりは、操作だけの話なのかなと思いますので、必要であっても1人くらいなのかなと。あと操作がそれほど難しくなければ、その分であえて支援をしなくて

も対応ができるのかもしれない、その辺いろいろ試しながら考えていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長(能登谷正人君) いいですか。ほかにございませんか。

○9番(三澤公雄君) 議長、三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 今の質疑を聞いてですね、福祉課長も一生懸命答えてもらったんですけども。例えば共催だとか後援だとかというかたちで、主催者が町になにがしかのかかわりを求めているものなんかには貸し出すように考えてもらえたらなと。

今、いろんなイベントが今でも中止というものに追い込まれてるんですけども。こういった設備を活用することによって、場合によっては開ける環境になっていくのかなということが想定されるので。そういうときに、その主催者がそういった共催とかかたちは別にして、そういうかたちで町に協力を求めていっていくというものには、是非貸し出されるような検討をしてもらいたいなと思います。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議長、保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(戸田 淳君) 議員おっしゃるように、町が共催ですとか後援する事業等につきましては、どういう環境で使うとかいろいろ使用状況の確認は必要かと思っておりますけれども、できる限り有効に使えるように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(能登谷正人君) ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程第7号 議案第4号

○議長(能登谷正人君) 日程第7 議案第4号令和2年度八雲町一般会計補正予算第8号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長(川崎芳則君) 議長、財務課長。

○議長(能登谷正人君) 財務課長。

○財務課長(川崎芳則君) 議案第4号令和2年度八雲町一般会計補正予算第8号についてご説明いたします。議案書5ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに2,002万円を追加し、歳入歳出予算の総額を172億5,620万8千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 10 ページ下段をお願いいたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 12 目地域振興対策費 2,002 万円の追加は、地方創生応援税制寄附金奨励事業、企業版ふるさと納税であります。

本事業は、地方創生に新たな資金の流れを生み出すため平成 28 年に国の税制改正により創設されたもので、国が認定した地方公共団体が取り組む地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に税制上の優遇措置が受けられ、また、地域産業の活性化や支える人材の育成など、社会的課題の解決への取組は企業の価値を高めることにもつながり、積極的な活用が勧められております。

制度の活用を推進するためには、寄附対象企業への事業周知や募集・広報活動が重要であり、当該業務をはじめ、寄附金の収納代行を含めて事業者へ委託しようとするもので、12 節委託料に企業版ふるさと応援寄附金事務代行業務委託料として寄附金総額の 18%相当分 1,980 万円のほか、クレジットカードにより企業が寄附を行う場合の決済手数料として、11 節役務費に企業版ふるさと応援寄附金奨励事業手数料 22 万円を追加しようとするものであります。

6 款農林水産業費 1 項農業費 4 目畜産費は、企業版ふるさと納税の寄附対象事業である研修牧場施設整備事業に対し、寄附金を充当し地方債を減額する財源内訳の変更であります。

以上、補正する歳出の合計は 2,002 万円の追加であります。

続いて、歳入であります。同じく議案書 10 ページ上段をお願いいたします。

11 款 1 項 1 目地方交付税 2,002 万円の追加は、普通交付税で歳出に対応した計上であります。

18 款 1 項寄附金 2 目ふるさと応援寄附金 1 億円の追加は、企業版ふるさと応援寄附金の計上であります。

22 款 1 項町債 2 目農林水産業債は、歳出でご説明しました研修牧場施設整備事業債 1 億円の減額であります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の 2,002 万円の追加であります。

次に、地方債の補正であります。議案書 7 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債の補正は、歳出でご説明いたしました研修牧場施設整備事業の限度額を 4 億 4,150 万円から 3 億 4,150 万円に変更し、限度額合計を 14 億 6,430 万円にしようとするものであります。

以上で、議案第 4 号令和 2 年度八雲町一般会計補正予算第 8 号の説明といたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3 番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 企業版ふるさと応援寄附金の制度が動き出しましたけれども、この 1 億は何社の合わさった額なんでしょうか。

○政策推進課長（竹内友身君） 議長、政策推進課長。

○議長（能登谷正人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（竹内友身君） この寄附額の 1 億の根拠でございますけれども。

企業版ふるさと納税の制度がですね、うちの地域再生計画というのがこの 3 月 31 日に認定されまして、ここから寄附の募集ができるということで現在やっております。

それで、これまで寄附の問い合わせですとか寄附以降に関する問い合わせ等々ですね、約30件ほどきてございます。この1億というのは目標的な部分もありますけれども、これからやってみないとこの1億が集まるかは正直分からないところでもありますけれども、期待も込めてですね、こういった額も設定されてございます。

それである程度ですね、今そのなんとかやりとりしていただいた企業のお話を聞く限りですね、おそらくこのくらいは見込めるんじゃないかというような考えでございます。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) この企業版ふるさと応援寄附金というのは、1社に対する上限額ってありましたっけ。

○政策推進課長(竹内友身君) 議長、政策推進課長。

○議長(能登谷正人君) 政策推進課長。

○政策推進課長(竹内友身君) 企業が寄付する上限というのはないですね。以上です。

○3番(佐藤智子君) 議長、佐藤。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○3番(佐藤智子君) 企業版ふるさと応援寄附金制度もですね、有効に活用される事とは思いますが、危惧するのはその額の大きさによって信頼度が変わってくるというか、いろいろな関係の深さが変わって来るとかそういうことはもちろんないと思っておりますけれども、その辺をちょっと個人的に心配してるものなんです、額が大きくなると相手企業からもいろんなアドバイスがあって、受け入れる受け入れない等が難しくなることがあるんじゃないのかなと思うんですけれども。そのようなことはないとお答えになると思っておりますけれども、そういう想定したようなことはございますでしょうか。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 佐藤議員ですね、この企業版ふるさと納税、本当にこの八雲町にとってもですね、これからの事業にとって大変大切な財源になるという思いであります。

企業との関係というのは、この八雲町を応援したいという企業で、全く企業にとって、例えば普通のふるさと納税であれば返礼品がありますが、この企業版ふるさと納税はありませんので。あくまでも企業が率先して社会貢献の一つとして、この企業版ふるさと納税をやるということになります。さらにですね、やはりこの八雲に縁のある企業さんについてはですね、今も問い合わせがあります。

この1億円というのは私は政策推進課長とも話をして、足りないんじゃないかということ当初から思っていましたけれども、ただ、今コロナということで全く営業にいけないと。八雲に関係のある会社等ともですね、行けない中で、これからはテレワークでありませんが、いろんな資料を出しながらですね、集めていきたいと。

ただ、この企業さんにいろんなことがあるかということについては私はないと思っております。ただ、たしかに全く八雲町に縁のない企業というのはそんなに危惧はしませんけれども、例えばこの前回八雲町の牧場を建てるときにですね、出資してくれた会社もですね、企業版も出すということ聞いておりますので、大変ですね有効に使わせていただきたいと思いますので。どうかですね、八雲との企業との関係というのもこれからも良い関係で続くものということで考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。

○3番（佐藤智子君） はい。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

○4番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 先ほどの答弁でね、企業版ふるさと応援寄附金見込みみたいな、確定じゃないんですよ。それで、この補正予算で決めてしまうっていうのはなんか違うような気がするんですけども。その辺大丈夫なんですか、そういうことやって。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 横田議員ですね、この1億円というのは先ほど申し上げたとおりで、私は到達できるものということで考えていますが、ただ、さっきから話してるとおりですね、このコロナという関係がありますので。これはあくまでも予算でございますので、予算は執行してからであります。ただ、予算として予算化させていただいたということでご理解をお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、令和2年第5回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時55分〕